

MaaS の普及啓発に係る広報業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

MaaS の普及啓発に係る広報業務

2 業務の目的

福岡県では、移動需要の創出及び地域公共交通の利用拡大を図るため、市町村や交通事業者と連携し、MaaS アプリを活用したデジタルチケットの販売や新たなモビリティの導入実証といった取組を推進している。こうした MaaS の取組や MaaS の意義・効果等を的確に県民や観光客に伝えることにより、MaaS の普及・定着を図るもの。

3 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 業務の内容

（1）特設サイトの制作・更新・管理

MaaS の取組等を紹介する特設サイトの制作・更新・管理を行い、広く一般に公開すること。なお、以下の事項に留意すること。

- （ア）サーバーを用意すること。なお、現行の特設サイト「福岡の移動がつながる！MaaS でまっすぐ」(<https://fukuoka-maas.jp/>) のデータ一式は県から提供する。（現行サーバーの容量：SSD 300GB）。
- （イ）現行の特設サイトを引き継ぎ、必要に応じて新たなページの制作及び更新を実施すること。
- （ウ）特設サイトには、以下の内容を掲載すること。
 - ① 「MaaS とは何か」、「MaaS の効果」の説明
 - ② 県内でのデジタルチケット販売や新たなモビリティの導入実証等の取組（以下「デジタルチケット等の取組」という。）
 - ③ 県内で MaaS に取り組む地域の魅力
 - ④ MaaS アプリの使用方法
 - ⑤ 過年度の県内の MaaS の取組の記録
 - ⑥ その他、本業務の目的達成のために必要な事項
- （エ）Google アナリティクスによるアクセス解析ができるよう、各ページにトラッキングコードを設置すること。
- （オ）パソコン、タブレット端末、スマートフォン等、各種の端末に対応する構成・デザインとし、閲覧環境に応じて最適化される設計とすること。
- （カ）本業務終了後、専門的な知識や技術を有しない者でも、（管理者専用画面から）容易にコンテンツの編集・更新・追加・削除等ができる仕組みを構築すること。
- （キ）外部からの侵入、コンテンツの改変や改ざん、データの漏洩などが行われることのないよう、セキュリティ対策に万全を期すこと。
- （ク）SSL 通信に対応すること。
- （ケ）機密情報は暗号化してサーバー上に保持すること。

（2）SNS/WEB 広告の配信

デジタルチケット等の取組について、5 件程度の SNS/WEB 広告の配信を行うこと。なお、以下の事項に留意すること。

- （ア）SNS/WEB の種類は Instagram、Facebook 又は Google 等とし、バナー広告を基本とする。ただし、その他の手法（インフルエンサーの活用やリスティング広告等）によることもできる。
- （イ）1 件ごとにバナー広告用の画像を作成すること。
- （ウ）配信期間は、1 件につき 2 か月間程度とすること。
- （エ）パソコン、スマートフォン及びタブレット等の一般端末で表示可能なものとすること。

(3) デジタルチラシの作成

デジタルチケット等の取組について、5 件程度のデジタルチラシを作成すること。なお、以下の事項に留意すること。

- (ア) 校正は2回以上、色校正は1回以上行うこと。
- (イ) 規格は、A4 サイズ(縦)の両面カラーデザイン、ファイルサイズは3MB 程度とする。

(4) B3 ポスターの作成、送付、掲出

業務(3)で作成したデジタルチラシをリサイズし、B3 ポスターの作成、送付、掲出を行うこと。なお、以下の事項に留意すること。

- (ア) 規格は、B3 コート紙 135 kg(横)の片面4色刷りとする。作成部数は、1件につき1,000部とする。なお、校正は2回以上、色校正は1回以上行うこと。
- (イ) 県、関係市町村及び交通事業者等に送付すること。なお、1件につき5箇所程度への送付を予定しており、具体的な送付先については、別途県が指示する。
- (ウ) 交通事業者に送付したものは、鉄道・バスの車内に掲出すること。なお、期間・枚数に係る交通事業者との調整は県が行う。

(5) ラジオ放送を活用した広告の実施

MaaS のメリット・効果及びデジタルチケット等の取組について、ラジオ放送を活用した広告を実施すること。なお、以下の事項に留意すること。

- (ア) 6回程度のラジオ番組への出演を基本とする。ただし、ラジオ CM その他の手法によることもできる。
- (イ) ラジオ以外のマスメディアと組み合わせた広告展開を行うこともできる。
- (ウ) 企画立案、シナリオ等の制作、許可手続き並びに関係者との折衝等、広告に要する一切の業務及び制作スケジュールの管理を行うこと。

(6) MaaS アプリの利用促進イベントの開催

MaaS アプリの便利さや使い方等を訴求するプロモーションイベントを開催すること。開催にあたっては、会場手配や配布資料の作成を行うこと。なお、以下の事項に留意すること。

- (ア) 開催回数は、1回以上とすること。
- (イ) 会場は、不特定多数の人が訪れることができる場所とすること。
- (ウ) 会場設営、会場との連絡調整、運営スタッフの手配等、イベント開催に要する一切の業務及びスケジュールの管理を行うこと。
- (エ) 配布資料は、リーフレット又はパンフレット形式とし、500部程度を印刷すること。なお、図や絵等を用いた分かりやすい構成やデザインとすること。
- (オ) 参加者向けにアンケートを実施し、結果を集計すること。

(7) 広告の効果測定及び分析

以下の各業務について、効果測定及び分析を行うこと。

業務	効果測定及び分析に関する項目
業務(1) 特設サイトの制作・更新・管理	アクセス解析等によるページ閲覧者数、新規閲覧者数、滞在時間、流入元及びそれらの推移等
業務(2) SNS/WEB 広告の配信	閲覧者の属性別のインプレッション数、クリック数、クリック率、クリック単価等
業務(5) ラジオ放送を活用した広告の実施	視聴者・聴取者・読者数、広告実施後の特設サイトの閲覧者数、反響等
業務(6) MaaS アプリの利用促進イベントの開催	参加者数、アンケートの集計結果(興味関心、満足度、改善点等)、イベント実施後の特設サイトの閲覧者数等

(8) 成果品及び報告書の提出

本業務で作成した成果品及び業務完了報告書を提出すること。各業務の成果品は以下の表に定めるものとする。

業務	成果品	規格
業務（２）SNS/WEB 広告の配信	バナー広告	画像ファイル及びPDF 形式のデザインデータ
業務（３）デジタルチラシの作成	デジタルチラシ	画像ファイル及びPDF 形式のデザインデータ
業務（４）B3 ポスターの作成、送付、掲出	B3 ポスター	画像ファイル及びPDF 形式のデザインデータ
業務（５）ラジオ放送を活用した広告の実施	実施した広告	音源データ等
業務（６）MaaS アプリの利用促進イベントの開催	①配布資料 ②アンケート結果	①PDF 形式のデザインデータ ②EXCEL データ及び PPT/WORD/データ等
業務（７）広告の効果測定及び分析	分析結果	EXCEL データ及び PPT/WORD/データ等

5 業務を遂行する上で必要な事務

- (1) 企画検討、連絡調整のため、必要に応じて県との打ち合わせを行い、業務の進捗状況、実施計画等について報告を行うこと。打ち合わせ以外にも随時連絡調整を行うこと。
- (2) 業務全体の実施計画、報告方法・時期等について、あらかじめ県と協議を行い決定すること。また、個別業務の実施の際は、県の意向を尊重し、実施時期及び内容について県と適宜協議を行うこと。
- (3) 業務の遂行に関し、業務に必要な能力と経験を有する業務責任者を定め、必要な人員を配置すること。
- (4) データの漏えい、滅失及び事故等の予防に十分に注意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- (5) 本業務に必要な経費は、全て受託者が負担すること。
- (6) 関係法令及び福岡県の条例等を遵守すること。

6 著作権

- (1) 受託者が本業務により制作したデータ、動画、写真、イラスト、文章等の成果品（中間成果品を含む）の所有権、著作権（著作権法第27条、28条に規定する権利を含む）、利用権は県に帰属するものとする。ただし、これによりがたい場合は、県と受託者の協議の上、取り扱いを決定するものとする。
- (2) 成果品等に、受託者が従前から有していた知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報）が含まれる場合には、権利は受託者に保留されるが、県は当該権利を無償で利用できることとする。
- (3) 成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、所有権、著作権、利用権等に関して、受託者の負担で必要な手続きを行うこと。
- (4) 他者が有する著作権の侵害など知的財産権等に関わる問題が生じた場合は、受託者が全責任を負うこと。

7 その他

- (1) 受託者は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ県の書面による承認を得た場合は、業務の一部を再委託することができる。
- (2) この仕様書は、業務の実施方法の概要を示すものであり、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び軽微な部分で記載のない事項については、県の指示に従うこと。

- (3) この仕様書に定めのない事項については、その都度、県と受託者の双方で別途協議を行うこととする。